



4月保育所入所（2回目）の申し込みを受け付けます

募集期間 1月4日(水)～31日(火) 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）

- 対 象**
- ①第1回目（令和4年11月1日～30日）の申し込みができなかった人
 - ②市外に転出予定で、転出先で保育所入所を希望する人
 - ③2月28日(火)までに市外から転入予定で、保育所への入所を希望する人
- ※3月以降に転入予定の人は、現在お住まいの市町村で手続きしてください
※第1回目で申し込んだ人は、手続き不要です

申し込み 「教育・保育給付認定申請書（兼入所申込兼現況届）」に必要事項を記入し、保育の必要性を証明する書類を添えて市子ども課へ提出してください。申請書と添付書類は、市子ども課に備え付ける他、市のホームページからダウンロードできます



市のホームページ

問い合わせ 市子ども課 次世代育成係 ☎22-5121

体罰によらない子育てのために

令和2年4月から施行された児童福祉法等改正法では、親権者などが児童のしつけで、体罰を加えてはならないことが法定化されました。この改正は、体罰をした親を罰するのではなく、体罰によらない子育てを社会全体で推進することが目的です。

こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたづらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶**全て体罰です**

なぜ体罰はいけないの？

体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。親は「愛のむち」のつもりでも子どもには目に見えない大きなダメージを与えます

一人で抱えず相談してください

身の回りで気になる子どもがいたり、自分の子育てに悩んでいる人は、まずご相談ください。

児童相談所 虐待対応ダイヤル ☎189「いちはやく」

相談専用ダイヤル ☎0120-189-783「いちはやく おなやみを」

（全国共通、通話料無料、お住いの地域の児童相談所につながります）

市子ども課 ☎22-5121



市のホームページ
体罰によらない子育てのためのポイントを掲載しています

宮古児童相談所巡回相談を実施します

子どもの養育や療育についての助言・指導の他、必要に応じて心理学的判定を行います。

日 時 1月10日(火)10時～15時

会 場 市保健福祉センター9階

申込方法 電話または窓口でお申し込みください

申込期限 12月27日(火)

申し込み・問い合わせ 市子ども課 子ども福祉係 ☎22-5121